

ぶんきょうくしゅわげんごじょうれい 文京区手話言語条例

れいわ ねん がつついたちせこう
(令和6年4月1日施行)

もく てき 目 的

この条例は、手話は言語である(※)という認識の下、手話言語に関する基本的な考え方を定め、文京区、区民、事業者の責務や文京区の取り組みの基本的な事項を明らかにすることにより、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会を実現することを目的に作りました。

※「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において言語として位置付けられています。



きほんりねん 基本理念

手話言語に関する基本的な考え方は以下の3つです。

- 1 手話言語を必要とする者は、手話言語を獲得する権利、手話言語で学ぶ権利、手話言語を学ぶ権利、手話言語を使う権利及び手話言語を守る権利を有し、これらの権利は、尊重されなければならないこと。
- 2 手話言語による意思疎通は、手話言語を必要とする者にとって円滑に行われなければならないこと。
- 3 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならないこと。

せきむ 責務

ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ せきむ いか
文京区、区民、事業者の責務はそれぞれ以下のとおりです。

- ぶんきょうく くみん じぎょうしゃ くに およ ちほうこうきょうだんたい たかんけいきかん
文京区 区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関
とう きょうりょく きほんりねん もと しさく すいしん
等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進する。
- く みん きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりょく
区 民 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力す
るよう つと
努める。
- じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか く すいしん しさく きょうりょく
事業者 基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力する
よう つと
努める。
- じぎょうかつどう きほんりねん もと しゅわげんご ひつよう
事業活動において、基本理念に基づき、手話言語を必要とする
もの しゅわげんご いしそつう えんかつ おこな
者が手話言語による意思疎通を円滑に行うことができるよう
つと
努める。

く しさく 区の施策

ぶんきょうく すいしん おも しさく いか
文京区が推進する主な施策は以下のとおりです。

- しゅわげんご たい りかい そくしんおよ しゅわげんご ふきゅう かん しさく
手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策
- しゅわげんご ひつよう もの ひつよう ばめん しゅわげんご
手話言語を必要とする者が、必要な場面において、手話言語による
じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう おこな しさく
情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策
- しゅわつうやくしゃ かくほ ようせいおよ ししつこうじょう しさく
手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策
- き め しえん
切れ目のない支援
- ふくしおよ ほけん かんきょうせいび
福祉及び保健サービスにおける環境整備
- さいがいじとう そち
災害時等における措置

